

# 令和5年度 伊達市立伊達中学校 部活動にかかわる活動方針

## 1 基本方針

- (1) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる教育課程外の学校教育活動ではあるが、ただ単に技術の習得だけに終わることなく、生徒の「個性の伸長」や「強健な身体」、「強い精神力」の育成に努める。
- (2) 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意するとともに、基本的行動様式の定着や発展、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等の場であるという重要性を認識し、全教職員の協力のもと活動の推進に取り組む。
- (3) 異年齢との交流を通して、望ましい人間関係を育み、集団としての資質や態度を身に付け、社会性を養う。

## 2 開設する部活動

### (1) 運動部

- ① バスケットボール部
- ② ソフトボール部
- ③ 卓球部
- ④ ソフトテニス部
- ⑤ 陸上部
- ⑥ バレーボール部
- ⑦ 野球部
- ⑧ サッカー部
- ⑨ バドミントン部

### (2) 文化部

- ① 吹奏楽部
- ② パソコン部
- ③ 美術部
- ④ 科学部
- ⑤ 太鼓部

### (3) 諸活動

## 3 活動時間と休養日

### (1) 活動時間

- ① 平日における活動時間は、2時間以内とする。

※6校時の日程 4月～9月…16:00～18:00

10月～3月…16:00～17:30

5校時の日程 4月～3月…15:00～17:00（会議等により変更あり）

- ② 週休日（土・日）や祝日、長期休業日における活動時間は、3時間以内とする。

※休日の体育館割り当て時間帯 a. 8:15～11:15 b. 13:30～16:30

### (2) 休養日

- ① 平日に週1日以上、週休日（土・日）に週1日以上を休養日とする。（年間104日以上）
- ② 学校閉庁日も休養日とする。（年間9日間）
- ③ 毎月第3日曜日の「道民家庭の日」は可能な限り休養日とするよう努める。
- ④ 週休日（土・日）2日間にわたって大会やコンクール等のために活動した場合は、週休日（土・日）分の休養日を他の週休日または祝日に振り替える。

#### 4 活動停止となる日

- (1) 定期テストの5日前から部活動を停止する。中体連大会等でやむを得なく活動する場合は事前に部活動担当者及び全体に連絡することとし、その際は、最小限度の部員で、関係保護者の了承を得ること。
- (2) 生徒理解学習会、市教研、成績一覧長点検日、はげみ点検日、参観日、調査書点検日。新年度計画会議のときは部活動を停止する。
- (3) 次の学校行事のときは、部活動を停止する（前日及び当日）。
  - ① 入学式
  - ② 陸上競技大会
  - ③ 合唱コンクール
  - ④ 卒業証書授与式
- (4) その他校長が中止を指示した日。（警報発表等の緊急時や特別な職員会議等）

#### 5 大会等への参加について

- (1) 各種団体が主催する大会等への参加は年間20日以内とする。
- (2) 各種団体が主催する大会等への参加は、あらかじめ校長の許可を得る。
- (3) 各種団体等が主催する大会等と学校行事が重なった場合は、原則として学校行事を優先するが、やむを得ない場合は職員会議にかけ校長の決裁を受ける。
- (4) 練習試合についても、同様に校長の許可を得る。
- (5) 遠征試合等については、保護者の経済的な負担や生徒の心身の負担、移動手段等の安全性を考慮した上で、校長の責任の下、実施するものとする。
- (6) 上記のいずれの場合も、参加計画を作成し提出する。また大会等の終了後、校長に報告を行う。

#### 6 適切な指導の実施

部活動の実施にあたっては、生徒の体調変化、気温や湿度などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。